

○国立大学法人三重大学名義使用取扱要項

(平成 19 年 7 月 26 日要項第 617 号)

改正 平成 23 年 3 月 24 日要項 平成 23 年 11 月 22 日要項

平成 30 年 9 月 20 日要項

(趣旨)

第 1 この要項は、国立大学法人三重大学（以下「本学」という。）の共催，協賛等における名義使用（以下「名義使用」という。）の取扱いに関し，必要な事項を定める。

(名義)

第 2 本学の名義は，次に掲げるとおりとする。

- (1) 国立大学法人三重大学
- (2) 三重大学
- (3) Mie University（大文字表記を含む。）

(名義の区分)

第 3 名義の区分は，次の各号に掲げるとおりとし，当該区分の意義は，当該各号の定めるところによる。

- (1) 共催 本学を含む複数の者が事業（講演会，研究会，シンポジウム，セミナー，競技会その他の催事をいう。以下同じ。）の開催の主体となり，共同で当該事業を開催することをいう。
- (2) 協賛 第三者が開催の主体となる事業について，本学が当該事業の趣旨に賛同し，支援するなど，第 4 号に定める後援に比べ，当該事業への本学の関与の度合いが大きい場合をいう。
- (3) 協力 第三者が開催の主体となる事業について，本学が当該事業の趣旨に賛同し，支援するなど，次号に定める後援に比べ，当該事業への本学の関与の度合いが大きい場合をいう。
- (4) 後援 第三者が開催の主体となる事業について，本学が当該事業の趣旨に賛同し，支援することをいう。

(主催者)

第 4 本学の名義使用の許可を受けようとする者（以下「主催者」という。）は，次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国の機関
- (2) 教育研究機関
- (3) 地方公共団体及び当該団体の機関
- (4) 学術団体
- (5) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人等を除く。）

(6) その他学長が適当と認めるもの

(事業内容等)

第5 本学の名義使用の許可を受けることができる事業は、次に該当するものとする。

- (1) 教育、学術又は文化の向上等に寄与する目的を有することが明らかに認められること。
- (2) 営利を目的とするものでないこと。
- (3) 名義使用を許可することにより、本学が費用その他の負担義務を負うものでないこと。

2 事業の開催場所は、健全であり、かつ、安全が十分に確保されていなければならない。

(許可手続き)

第6 主催者は、名義使用許可申請書（別紙様式1）（以下「申請書」という。）に必要な応じ次に掲げる書類等を添えて、原則として当該事業の開催予定日の1月前までに学長に提出し、許可を受けなければならない。

- (1) 事業計画書、実施要領その他事業の概要に関する書類
- (2) 主催者の定款・会則等
- (3) 主催者の役員名簿等

2 主催者は、事業に係る入場料、参加費等を徴収する場合、前項の申請書に加え、収支予算書を添付するものとする。

3 学長は、申請書の提出があった場合、事業内容等を審査し、適当と認めるものについて、名義使用を許可するものとする。

4 学長が必要と認めたときは、前項の審査に際し、役員等の意見を聴くことができる。

(許可条件)

第7 学長は、第6第3項により名義使用の許可をする場合には、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 申請書の内容に変更があった場合は、直ちに届け出ること。
- (2) 事業の終了後は、速やかに当該事業の結果について名義使用事業実施報告書（別紙様式2）により報告すること。

(許可の取消し)

第8 学長は、申請書に記載された内容が事実と相違すると認めるときは、名義使用の許可を取り消すことができる。

(事務)

第9 名義使用に関する事務は、企画総務部総務チームにおいて処理する。

(雑則)

第 10 この要項に定めるもののほか、名義使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成 19 年 7 月 26 日から実施する。

附 則(平成 23 年 3 月 24 日要項)

この要項は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 23 年 11 月 22 日要項)

この要項は、平成 23 年 11 月 22 日から実施する。

附 則(平成 30 年 9 月 20 日要項)

この要項は、平成 30 年 9 月 20 日から実施する。